

## 吉野川市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和7年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年12月23日

吉野川市監査委員 乾 郁 夫

吉野川市監査委員 枝 澤 幹 太

### 令和7年度 定期監査結果報告書

#### 第1 監査の対象

令和6年度吉野川市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

#### 第2 監査の期間

令和7年6月6日から令和7年10月16日まで

#### 第3 監査の方法

財務に関する事務の執行については、収入事務、支出事務、契約事務及び財産管理等が関係法令等に照らし合わせて適正になされているかどうかに着眼して監査を実施した。また、経営に係る事業の管理については、各事業が経済性、効率性及び有効性に十分配慮されて管理されているかどうかに着眼して監査を実施した。

監査にあたっては、提出書類及び関係書類等を突合したほか、必要に応じて関係職員に説明を求めるとともに、例月出納検査の結果をも考慮した。

#### 第4 監査の結果

##### 1 全体事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に処理されていたが、一部の事務事業において改善又は検討を要する事項が見受けられた。

このため、当該事項については、口頭により関係職員に改善又は検討を求めた。

##### 2 個別指摘事項

各課等に対する指摘事項は、次のとおりである。

なお、当該指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に報告すること。

**(1) 事業推進課・環境企画課・都市計画住宅課・建設課・監理課・農林業振興課・学校教育課・危機管理課**

吉野川市財務規則では「契約の締結及び履行に係る事務手続き」を定めているが、次の事項について事務手続が適正になされていなかった。

- ① 予定価格調書の作成が省略できない事案について同調書を作成していなかった。
- ② 2人以上の者から見積書を徴さなければならない事案について特別な事由なく見積書を徴していなかった。
- ③ 検査調書の作成が省略できない事案について同調書を作成していなかった。

・事業推進課

市焼却場に関する意見書作成業務の随意契約

・環境企画課

不法投棄禁止プレート看板作成業務及び市斎場剪定・草刈等業務の随意契約

・都市計画住宅課

川俣団地ガス給湯器修繕業務の随意契約

・建設課

水草処理業務の随意契約

・監理課

前川2号線取合道路工事に伴う図面作成業務の随意契約

・農林業振興課

林道桁山線崩壊土撤去業務の随意契約

・学校教育課

スクールバス用スタッドレスタイヤ購入業務及び小学校プログラミングレンタル業務の随意契約

・危機管理課

消防団員用レインコート購入業務の随意契約

**(2) 市長公室**

市制20周年記念式典パンフレット印刷業務について、内容の訂正に伴う再印刷により、追加支出を生じさせた。

**(3) 社会福祉課**

吉野川市財務規則では「契約の締結及び履行に係る事務手続き」を定めているが、次の事項について事務手続が適正になされていなかった。

- ① 契約書の作成が省略できない事案について契約書を作成していなかった。
  - ・生活保護等版レセプト管理クラウドサービス業務の随意契約

#### (4) こども家庭センター

吉野川市財務規則では「契約の締結及び履行に係る事務手続き」を定めているが、次の事項について事務手続きが適正になされていなかった。

- ① 予定価格調書の作成が省略できない事案について同調書を作成していなかった。

- ・シュレッダー購入業務の随意契約

### 第5 結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、次のとおり意見を提出するので、今後の事務処理の参考とされたい。

#### 1 随意契約の締結について

行政の情報公開や説明責任の重要性が増す中、契約事務の執行に当たっては、より一層の公正性・透明性及び経済性を確保する必要があるが、本年度においても随意契約において、決裁を受けずに根拠が不明確な契約や安易な前例踏襲を行い、さらには予定価格調書や契約書、検査調書が作成されていないものが見受けられる。

本市では随意契約を行う場合の、「建設工事に係る随意契約ガイドライン」や「物品購入等に係る随意契約ガイドライン」を作成し、法令根拠や理由の解釈が統一かつ公正に行えるよう定めている。

これらを踏まえ、随意契約は一般競争入札を原則とする契約方法の例外であるということを十分認識し、特に管理監督者においては契約ごとの必要性・妥当性等について厳格な審査を実施するとともに、組織のコンプライアンス意識の向上にも引き続き取り組まれない。

#### 2 債権管理について

市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、債権の管理の適正化を図り、もって市の公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする「吉野川市債権管理条例」が本年3月18日から施行された。

これを機に、債権所管課が自ら管理する債権の性質を正しく認識し、行うべき事務の整理と必要な事務改善をなお一層図るとともに、関係部局相互の協力連携体制を構築することにより組織全体の債権管理能力を底上げし、公平かつ効率的な債権回収業務の更なる推進を図られたい。